

特別養護老人ホーム東神田の里  
短期入所生活介護（ショートステイ）

## 事業計画書

平成 28 年度

社会福祉法人いわき会

## 『特別養護老人ホーム東神田の里』事業計画

|       |                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 開設年月日 | 平成26年10月1日                                                                  |
| 事業所名  | 特別養護老人ホーム東神田の里                                                              |
| 事業内容  | 特別養護老人ホーム/短期入所生活介護（ショートステイ）併設<br>通所介護（デイサービス）併設                             |
| 事業規模  | 特別養護老人ホーム7ユニット（1ユニット10室）利用定員70名<br>ショートステイ1ユニット（10室）利用定員10名<br>デイサービス 定員20名 |
| 開設場所  | 大阪府寝屋川市東神田町19番1号                                                            |
| 敷地面積  | 1,785.00 m <sup>2</sup>                                                     |
| 建物構造  | 延べ床面積 3,361.14 m <sup>2</sup> 鉄骨5階建                                         |

### 平成28年度事業運営基本計画

社会福祉法人いわき会の理念に基づき、入所者の自己決定の尊重、残存機能を活用し自立支援、入所者主体の援助に努めます。ユニット型の特性である「全室個室」を活用し、入所者にとって「なじみの関係」となるようご家族や友人、近隣の皆様が気軽に訪問できる施設を目指します。また、ユニット、居室が「暮らしの場」となるよう、職員自身も環境の一部であることを念頭に置き、落ち着いた生活環境づくりに努めます。提供する具体的なサービスについては入所者、ご家族の同意を得た上、介護職、看護職等の多職種共同で援助を行い、入所者のQOLの向上を目指します。入所者の日常の健康管理から緊急時の対応等を協力病院と連携し、入所者にとって最適な提供ができるような運営体制の構築に努めます。

また、サービス提供時の事故を未然に防止できるよう、発生した場合の早期対応も含めたリスクマネジメントの充実を目指します。平成28年度は稼働率95%以上を目指すとともに、地域社会に対しても、地域に貢献できるよう充実したサービスの提供に努めます。

## 処遇内容

上記の目標達成の為に、次の内容で援助を行う。

### 1. 利用開始時のオリエンテーション

利用開始時に本人及び家族の状況・利用にいたる動機等を十分理解するとともに、処遇内容等の情報を正確に提供する。そして家族関係がサービス利用後においても良好に継続できるように援助行う。

具体的方法：家族への説明、見学等

### 2. 日常生活の介護・援助

画一的な処遇に陥りやすい危険性があるが、入所者個々がもっている身体的・精神的能力を維持できるように努めると共に、個々の不安に対して適切な援助を図り一人ひとりの自立性を高めるように努める。また、職員による創意あふれる処遇計画により様々な援助を実施する。

具体的方法：カンファレンスの実施、モニタリングの実施

### 3. 認知症入所者の対応

認知症を有する利用者は、不安から様々な行動が現れることを念頭に置き、ユニット内や食堂居間を家庭的な雰囲気にすることで落ちついた心身状況を作るように心がけ、計画、観察、評価、記録などを徹底する。

具体的方法：アセスメント実施、職場研修

### 4. 身体拘束廃止の取組

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者のQOLを根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、身体機能が低下し寝たきりにつながるおそれがある。これらを踏まえマニュアルに沿った取組を行い、常に必要性を確認し身体拘束ゼロを実現維持するよう努める

具体的方法：会議の開催、研修会への参加

### 5. 虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、高齢者虐待の防止に全力で取り組みます。

具体的方法：会議の開催、研修会への参加

## 6. 健康管理

入所者の疾病を十分に把握し、疾病から発生する様々な問題に対して医師、協力病院と連携を図り日々の健康管理・施設内感染の防止・予防接種の実施、疾病の早期発見、早期治療等に取り組んでいきます。夜間につきましては、オンコール体制を充実し、協力病院等との連携で緊急時でも素早く対応できるよう努めます。また、設備・備品等の衛生管理に努め、医薬品・医療器具の管理を適正に行い感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。

具体的方法：カンファレンスの実施、機能訓練の実施

## 7. 各種行事・レクリエーション等

日常生活においてレクリエーション活動は各人の連帯感、協調性を養うばかりでなく、生活に明るさと潤いを持たせる上で大きな役割を果たす。実施にあたっては計画・実施・評価をし、身体的・精神的状況を充分配慮した上で入所者が簡単に参加できるように努める。

具体的方法：年間行事作成、職種連携

## 8. 家族交流

特別養護老人ホーム「東神田の里」に入所した事によって、家族と離れて生活することから生ずる精神的・心理的不安の解消に努める。家族及び入所者が安心して生活できるように相互理解を深め家族交流を援助していく。

具体的方法：面会時に情報提供、家族会行事への参加促進

## 9. 栄養・給食

食事は楽しみの一つであり、自己主張・表現の出来る場として、個別ニーズが強調され、より個別処遇の大切さが求められる。個人の習慣への対応や食べる楽しみの提供、食事の雰囲気づくりなどに配慮し、個々の嗜好を加味した食事提供を行う。当施設では、HACCPの基準を満たしたクックチル方式の給食を導入し食中毒の予防、厳格な衛生管理を行います。具体的には、HACCPの基準を満たした院外調理施設（セントラルキッチン）で調理された食事を適切な衛生管理、温度管理の下に施設内に食事を搬入し施設で保管し自動再加熱後に配膳いたします。また、行事食を各フロアーにて、1ヶ月に一度の割合で実施する予定です。入所者の病状や体調・残存機能に合わせた食べやすい献立、形態、嗜好にも十分配慮して提供致します。

具体的方法：月1回実施する「給食業務連絡会議」で施設長・管理栄養士・看護師・ユニットリーダー・委託会社責任者等の多職種共同による栄養マネジメント、カンファレンス、個別聞き取り、嗜好調査、喫食量調査、環境整備、栄養指導にも積極的に取り組みます。

## 10. 防災計画

施設管理で最も重要な事項は、入所者を災いがいから守る事である。そのため「火災を出さない」を基本に置き、火の取り扱い及び使用後の確認に特に注意を払い防火に努める。火災に限らず、地震発生時などについても、特に夜間における避難介助の方法及び消防署との連携体制を避難訓練等の実施において、強化確立を図り、職員、入所者の防火意識の高揚に努める。

### 具体的方法

- ① 出火防止、災害防止のため、防火設備の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全確保に努める。
- ② 発生時の被害を最小限に止めるため、消防機関指導（年2回）を要請し、消防訓練（通報連絡・避難誘導・消火訓練）等をおこなう。
- ③ 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し非常食・水・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険個所の把握、点検等防災対策の徹底に努めます。
- ④ 地域住民の協力が得られるよう日々呼びかけるとともに、地域の関係づくりに努めます。
- ⑤ 法人内で緊急連絡網を作成し非常時には迅速に対応します。

## 11. 事故防止対策

当施設では、質の高いサービスを提供することを目標に、必要な体制を整備すると共に、入所者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し組織全体で介護事故の防止に取り組みます。介護従事者は常に危機意識を持ち入所者の安全を最優先する介護を徹底します。介護行為においては、確認・再確認作業を徹底し事故防止を図ります。また、安全管理体制を組織化するため事故発生の防止のための指針をしっかりと定め、指針にのっとり事故防止のための職員研修に関する基本方針の策定、介護事故（インシデントも含む）報告制度の導入を行い、常に組織として改善策を職員に周知徹底する体制を整備することで介護事故防止、事故再発を防止します。

具体的方法：定期的な委員会および事例検討会の開催（事故及びヒヤリ、ハット事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定・防止策の実施・防止対策実施後の評価）

## 12. 感染対策

当施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識する必要がある。施設において感染症・食中毒を予防する体制を整備し、日頃から対策を実施すると共に、発生時には迅速で適切な対応に努める。

具体的方法：うがい・手洗い等の実施、委員会の開催、研修の開催

### 13. 職員の連携

職員個々の専門性を高める事はもとより、個々のケースに対し、同一の処遇が行えるように個別処遇計画に基づき、職員間の連絡・報告の場として、リーダー会議や各ユニット会議、各種委員会の開催、さらに日常業務において情報の共有化を図る。

具体的方法：各種会議・委員会の開催、研修の開催、カンファレンスの実施

### 14. 職員教育及び生活支援体制

介護の質の向上を図るために、職員研修の機会を施設内実施だけでなく、外部研修の参加も促します。加えて介護職員育成のため、実習生の受け入れも行います。

- ① 職員は入所者の希望、必要としていること、苦情等を積極的に傾聴し個別介護計画に反映します。
- ② 職員は入所者やその家族の個人情報を守秘する義務を厳格に守ります。
- ③ 職員は入所者が他の介護サービスや医療・介護福祉サービスが必要になったときは速やかに、その利用手続きの支援を行います。
- ④ 職員は入所者が地域との交流を円滑に行えるよう行政、自治会、老人会、ボランティア、介護事業所と連携し、地域の行事等の情報収集や地域交流の積極的な参加を促します。

具体的方法：定期的な研修会の開催、研修内容：(理念・方針の理解・認知症高齢者の知識・リスクマネジメント・記録・個人情報保護・接遇・その他)

### 15. 情報提供

施設において、ホームページを作成し、更新作業を本来業務に位置付け、開かれた施設を目指す。

具体的方法：定期更新

### 16. 業務の点検評価

現状の各部門の業務を随時見直し、入所者ひとり一人に合った生活支援を目標とし、各職員が協力し実施していくように心がける。

### 17. 地域交流の推進

- ① 地域の高齢者介護の拠点として、地域住民と共に歩む施設となるよう努めます。
- ② 地域の介護力の強化のための講習会を実施します。
- ③ 可能な限り入所者が散歩や花見、買い物、地域での行事やお祭り等で地域に出かけ、地域住民と触れ合う機会をつくります。
- ④ 地域とのつながりを重視し、地域住民と定期的に情報交換できる場を持ち、施設側から介護に関する情報を発信するとともに、地域住民のご意見、提案、ニーズ等を汲み入れる双方向のシステムを構築します。
- ⑤ 地域住民やボランティアの受け入れを積極的に行います。

## 18. 個人情報の取り扱い

入所者又は、家族について知り得た情報を正当な理由なく、事業者、介護従事者が第三者に漏洩することが無いよう、必要な措置を講じ防止に努めます。

具体的方法：入職時個人情報保護に関する誓約書・個人情報保護研修等

## 19. 苦情解決の取り組み

施設が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情の解決について、適切な対応を図り、入所者及び家族の信頼に応えるとともに、入所者の権利を擁護し、福祉サービスの向上に努めます。当法人では従来からの苦情解決の仕組みに第三者委員を設置することで、今まで以上に適切な苦情解決への対応体制の構築と円滑な苦情解決に努めます。

具体的方法：（苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告徴収・苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知・利用者からの苦情の直接受付・苦情申出人に対する助言・事業者への助言・苦情申出人及び苦情解決責任者との話し合いにおける立会い及び助言・苦情解決責任者からの苦情に係る事案・改善状況の報告聴取・施設の日常的な活動状況の把握及び利用者からの意見聴取等）

## 20. 環境の整備

「入所者が安心して暮らせる」「居心地が良い」を目標とし

- ① 居室が暮らしの場になっているのか。
- ② なじみの品物が居室内にあるか。
- ③ 落ち着いた雰囲気、環境になっているか。
- ④ その人らしく生活できているか。
- ⑤ 室内の清掃をこまめに行い、整理、整頓ができているか。
- ⑥ 快適な空間が提供できているかを常に考え、ユニット会議、リーダー会議等で取り組みます。ユニット及びフロアーの入所者、入所者同士、また、ご家族が団欒をもてる雰囲気作りを目指します。家にある馴染みの品物等持参していただき、安心して過ごせるようご家族に働きかけをします。職員自身も環境の一部であることを認識し、入所者に対しての言動、声の大きさ、トーン、走らない、慌てない等に留意して、自分自身及び家族が入居したい施設を目指します。

具体的方法：各種会議・委員会の開催、研修の開催、カンファレンスの実施

入所者の日課（標準的な日課）

| 時間        | 日課            | 時間          | 日課        |
|-----------|---------------|-------------|-----------|
| 6 : 0 0   | 起床            | 1 5 : 3 0   | 余暇活動      |
| 6 : 3 0   | 排泄介助          | 1 7 : 0 0   | 排泄介助      |
| 7 : 0 0   | 洗面・着替え        | 1 7 : 0 0   | 食堂への誘導・移動 |
| 7 : 1 5   | 食堂への誘導・移動     | 1 7 : 3 0   | 夕食・口腔ケア   |
| 7 : 3 0   | 朝食・口腔ケア       | 1 9 : 0 0   | 洗面・着替え    |
| 9 : 3 0   | 排泄介助          | 1 9 : 3 0   | 水分補給      |
| 1 0 : 0 0 | 入浴（月・火・木・金）   | 2 0 : 0 0   | 排泄        |
| 1 1 : 0 0 | 余暇活動食堂への誘導・移動 | 2 1 : 0 0   | 消灯        |
| 1 2 : 0 0 | 昼食・口腔ケア       | ＊以降2時間毎の見回り |           |
| 1 3 : 0 0 | 入浴（月・火・木・金）   | 2 3 : 0 0   | おむつ交換     |
| 1 4 : 0 0 | 余暇活動          | 4 : 0 0     | おむつ交換     |
| 1 4 : 3 0 | 排泄介助          |             |           |
| 1 5 : 0 0 | おやつ           |             |           |

特別養護老人ホーム(ショートステイ)東神田の里行事予定（案）

入所者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂くこともあります。

I) 主なレクリエーション行事予定

|      | 行事とその内容                           | 備考 |
|------|-----------------------------------|----|
| 1 月  | お正月(行事食によるお祝いの会)                  |    |
| 4 月  | お花見(施設外に出かけます)                    |    |
| 7 月  | 東神田の里夏祭り                          |    |
| 9 月  | 敬老会(入居者・ご家族・ボランティアを中心に敬老のお祝いをします) |    |
| 12 月 | クリスマス会 餅つき会                       |    |

II) レクリエーション・クラブ活動

喫茶、書道、映画鑑賞会、カラオケ、玉入れ、手工芸等

(材料代等の実費を頂くこともあります。)

III) 上記以外に、各ユニット、フロアーで四季折々の行事(節分豆まき、ひな祭り、端午の節句、七夕祭り、クリスマス等)やお誕生日会を開催する予定です。



| 平成28年度    |                       | 社会福祉法人いわき会                             |                        |
|-----------|-----------------------|----------------------------------------|------------------------|
| 年間研修計画予定表 |                       | 特別養護老人ホーム「東神田の里」                       |                        |
|           | 研 修 項 目               | 研 修 内 容                                | 備 考                    |
| 4月        | ・誤薬・服薬に関する実施方法について    | 服薬管理の徹底。                               | ・介護、その他職員<br>・入職1年以内必須 |
| 5月        | ・認知症及び認知症ケアに関する研修     | 認知症を理解する。                              | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 6月        | ・夜間緊急時対応              | 緊急時の対応を職員が把握する。                        | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 7月        | ・褥瘡対策研修               | 褥瘡予防の適切な介護。                            | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 8月        | ・事故防止研修               | 事故事例を話し合い事故を防ぐ。                        | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 9月        | ・排泄介助について             | 排泄時の姿勢・排泄方法の選択・排泄時の注意事項。               | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 10月       | ・感染予防研修・事例検討会         | インフルエンザ・ノロウイルス等の適切な対応。<br>感染キットの使用方法等。 | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 11月       | ・介護記録に関する研修           | 記録の重要性について。                            | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 12月       | ・身体拘束等の排除のための取り組みについて | 身体拘束の事例検討を行い職員が理解する。                   | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 1月        | ・ケアプランについて            | 目標を設定しケアプランに添った介護サービス。                 | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 2月        | ・高齢者の栄養管理について         | 管理栄養士を中心に行う。                           | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 3月        | ・人権研修                 | 介護保険施設における高齢者虐待について。                   | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |



## ユニット型短期入所生活介護（ショートステイ）事業計画

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 開設年月日 | 平成26年10月1日               |
| 事業所名  | 特別養護老人ホーム東神田の里           |
| 事業内容  | 短期入所生活介護（ショートステイ）        |
| 事業規模  | ショートステイ1ユニット（10室）利用定員10名 |
| 開設場所  | 大阪府寝屋川市東神田町19番1号         |

### 平成28年度事業運営基本計画

社会福祉法人いわき会の理念に基づき、入居者、利用者の自己決定の尊重、残存機能を活し、自立支援、利用者主体の援助に努めます。ユニット型の特性である「全室個室」を活し、入居者にとって「なじみの関係」となるようご家族や友人、近隣の皆様が気軽に訪問できる施設を目指します。

また、ユニット、居室が「暮らしの場」となるよう、職員自身も環境の一部であることを念頭に置き、落ち着いた生活環境づくりに努めます。提供する具体的なサービスについては入居者利用者、ご家族の同意を得た上、介護職、看護職等の多職種共同で援助を行い、利用者のQOLの向上を目指します。

入居者、利用者の日常の健康管理から緊急時の対応等を協力病院と連携し、利用者にとって最適な提供ができるような運営体制の構築に努めます。

また、サービス提供時の事故を未然に防止できるよう、発生した場合の早期対応も含めたリスクマネジメントの充実を目指します。平成28年度は稼働率90%以上を目指すとともに、地域社会に対しても、地域に貢献できるよう充実したサービスの提供に努めます。

上記の目標達成の為に、次の内容で援助を行う。

(生活指導)

1. 利用者が可能な限り、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣等を変えることなく自律的な日常生活が営めるように、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるように配慮し、個性、心身の状況や生活歴、生活様式、生活習慣等を具体的に把握し、適切な援助を行います。また、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、在宅生活の継続を支援します。
2. 利用者が家庭の中で通常行われていない動作（集団で行うゲーム等）、利用者の意向に沿わない動作などは行わず、利用者の意向に添ったケアを行います。
3. 家族・居宅介護支援専門員との連携を図り、居宅における日常生活の習慣、生活様式等、詳細を聞き取り、居宅介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書を基に、生活と介護を一致させた自立が促進できるケアを行います。また、サービス利用にあたっては、利用期間において担当責任者が、利用者の状態、意向に添った介護計画を作成します。
4. 利用者がユニットにおいて、介護者、他の利用者等と相互に社会的関係を築くことができ、自律的な生活が行えるように支援を行います。
5. 利用者のプライバシーの確保に配慮を行います。
6. 利用者の自立した生活を支援することを基本として、心身の状況等を常に把握し、利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止に努めます。
7. 家族や地域住民との交流を行うと同時に、市町村自治体、各種事業者、保険・医療・福祉機関との連携を図り、サービスの向上に努め、利用者が住み慣れた地域で家族と共に過ごせるように支援を行います。
8. 認知症の利用者に対する取り組みは、傾聴や受容を基本とし、利用者の言動・背景にある要因を常に考え、「気づき」のケアに努め、利用者の状況に配慮した個別ケアを行います。
9. 人材育成については、法人による研修計画、施設独自の研修計画を作成し、内部研修を行うと共に、外部研修にも積極的に参加し、医療・保険・福祉の各領域に関わる幅広い知識を確実に身につけ、トータルなサービスが提供できる人材、高い資質を持つ人材を育成します

#### （給食）

食事は楽しみの一つであり、自己主張・表現の出来る場として、個別ニーズが強調され、より個別処遇の大切さが求められる。個人の習慣への対応や食べる楽しさの提供、食事の雰囲気づくりなどに配慮し、個々の嗜好を加味した食事提供を行う。当施設では、HACCPの基準を満たしたクックチル方式の給食を導入し食中毒の予防、厳格な衛生管理を行います。具体的には、HACCPの基準を満たした院外調理施設（セントラルキッチン）で調理された食事を適切な衛生管理、温度管理の下に施設内に食事を搬入し施設で保管し自動再加熱後に配膳いたします。また、行事食を各フロアーにて、1ヶ月に一度の割合で実施する予定です。利用者の病状や体調・残存機能に合わせた食べやすい献立、形態、嗜好にも十分配慮して提供致します。

具体的方法：月1回実施する「給食業務連絡会議」で施設長・管理栄養士・看護師・ユニットリーダー・委託会社責任者等の多職種共同による栄養マネジメント、カンファレンス、個別聞き取り、嗜好調査、喫食量調査、環境整備、栄養指導にも積極的に取り組みます。

#### （入浴）

体調に十分な注意を払い、快適かつ安全な入浴ができるよう援助を行い、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ります。重度の方は機械浴にて対応を行います。

#### ◎ 個別入浴 ◎ 機械入浴

#### （排泄ケア）

排泄ケアは個々の身体症状に合わせて行い、健康状態の把握も同時に行います。利用者の尊厳には十分配慮し援助を行います。

#### （口腔ケア）

食後の歯磨き、うがい等の声かけ・援助を行い、口腔を清潔に保ち、誤嚥性肺炎等の予防に努めます。

#### （健康管理）

利用者の疾病を十分に把握し、疾病から発生する様々な問題に対して医師、協力病院と連携を図り日々の健康管理・施設内感染の防止・予防接種の実施、疾病の早期発見、早期治療等に取り組んでいきます。夜間につきましては、オンコール体制を充実し、協力病院等との連携で緊急時でも素早く対応できるよう努めます。また、設備・備品等の衛生管理に努め、医薬品・医療器具の管理を適正に行い感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。

具体的方法：カンファレンスの実施、機能訓練の実施

（アクティビティ）

利用者が生きがいのある、豊かな日常生活が送れるような生活援助や家庭での日常生活に必要な機能低下を防ぐために訓練を行います。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるようなサービスを提供します。

（送迎）

安全を基本とし、送迎ルート、時間設定、車種、乗降の仕方を随時検討し、利用者が安心して負担なく利用できるよう支援していきます。車両管理を随時行い送迎の安全、質の向上を目指します。

（機能訓練）

筋力低下防止、A D L 低下防止のための訓練を行います。個々の体調に合わせた運動を行います。

（環境の整備）

「入居者、利用者が安心して暮らせる」「居心地が良い」を目標とし

- ① 居室が暮らしの場になっているのか。
- ② 馴染みの品物が居室内にあるか。
- ③ 落ち着いた雰囲気、環境になっているか。
- ④ その人らしく生活できているか。
- ⑤ 室内の清掃をこまめに行い、整理、整頓ができているか。
- ⑥ 快適な空間が提供できているかを常に考え、ユニット会議、リーダー会議等で取り組みます。ユニット及びフロアーの入居者、利用者同士、また、ご家族が団欒をもてる雰囲気作りを目指します。家にある馴染みの品物等持参していただき、安心して過ごせるようご家族に働きかけをします。職員自身も環境の一部であることを認識し、入居者、利用者に対しての言動、声の大きさ、トーン、走らない、慌てない等に留意して、自分自身及び家族が入居したい施設を目指します。

具体的方法：各種会議・委員会の開催、研修の開催、カンファレンスの実施

（防災計画）

施設管理で最も重要な事項は、利用者を災いがいから守る事である。そのため「火災を出さない」を基本に置き、火の取り扱い及び使用後の確認に特に注意を払い防火に努める。火災に限らず、地震発生時などについても、特に夜間における避難介助の方法及び消防署との連携体制を避難訓練等の実施において、強化確立を図り、職員、利用者の防火意識の高揚に努める。

## 具体的方法

- ① 出火防止、災害防止のため、防火設備の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全確保に努める。
- ② 発生時の被害を最小限に止めるため、消防機関指導（年２回）を要請し、消防訓練（通報連絡・避難誘導・消火訓練）等をおこなう。
- ③ 非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し非常食・水・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険個所の把握、点検等防災対策の徹底に努めます。
- ④ 地域住民の協力が得られるよう日々呼びかけるとともに、地域の関係づくりに努めます。
- ⑤ 法人内で緊急連絡網を作成し非常時には迅速に対応します。

### （虐待防止）

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。誰もが直面し得る人権課題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本意の、よりよいケアの実現を目指すことが求められていることから、研修等で職員全員に周知徹底を図り高齢者虐待防止に全力で取り組みます。

### （事故防止・安全対策・事故発生時の対策）

介護従事者は常に「危機意識」を持ち利用者の安全を最優先する介護を徹底します。介護行為においては、確認・再確認作業を徹底し事故防止を図ります。安全管理体制を組織化するため事故発生の防止のための指針をしっかりと定め、指針にのっとり事故防止のための委員会の設置、事故防止のための職員研修に関する基本方針の策定、介護事故（インシデントも含む）報告制度の導入等を行い、常に組織として介護事故防止に取り組みます。事故及びヒヤリ・ハット事例の収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施、防止対策実施後の評価を行い、改善策を職員に周知徹底する体制を整備することで事故再発を防止します。

### （個人情報の取り扱いについて）

利用者又は家族について知り得た情報を正当な理由なく、事業者、介護従事者が第三者に漏洩することが無いよう、必要な措置を講じ、防止に努めます。

(地域交流の推進について)

1. 地域の高齢者介護の拠点として、地域住民と共に歩む施設となるよう努めます。
2. 地域の介護力の強化のための講習会を実施します。
3. 可能な限り利用者が散歩や花見、買い物、地域での行事やお祭り等で地域に出かけ、地域住民と触れ合う機会をつくります。
4. 地域とのつながりを重視し、地域住民と定期的に情報交換できる場を持ち、施設側から介護に関する情報を発信するとともに、地域住民の意見・提案・ニーズ等を汲み入れる双方向のシステムを構築します。
5. 地域住民やボランティアの受け入れを積極的に行います。

(苦情解決の取り組み)

施設が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情の解決について、適切な対応を図り、利用者及び家族の信頼に応えるとともに、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの向上に努めます。当法人では従来からの苦情解決の仕組みに第三者委員を設置することで、今まで以上に適切な苦情解決への対応体制の構築と円滑な苦情解決に努めます。

具体的方法：(苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告徴収・苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知・利用者からの苦情の直接受付・苦情申出人に対する助言・事業者への助言・苦情申出人及び苦情解決責任者との話し合いにおける立会い及び助言・苦情解決責任者からの苦情に係る事案・改善状況の報告聴取・施設の日常的な活動状況の把握及び利用者からの意見聴取等)



入居者の日課（標準的な日課）

| 時間    | 日課                | 時間          | 日課        |
|-------|-------------------|-------------|-----------|
| 6：00  | 起床                | 15：30       | 余暇活動      |
| 6：30  | 排泄介助              | 17：00       | 排泄介助      |
| 7：00  | 洗面・着替え            | 17：00       | 食堂への誘導・移動 |
| 7：15  | 食堂への誘導・移動         | 17：30       | 夕食・口腔ケア   |
| 7：30  | 朝食・口腔ケア           | 19：00       | 洗面・着替え    |
| 9：30  | 排泄介助              | 19：30       | 水分補給      |
| 10：00 | 入浴（月・火・木・金）       | 20：00       | 排泄        |
| 11：00 | 余暇活動<br>食堂への誘導・移動 | 21：00       | 消灯        |
| 12：00 | 昼食・口腔ケア           | ＊以降2時間毎の見回り |           |
| 13：00 | 入浴（月・火・木・金）       | 23：00       | おむつ交換     |
| 14：00 | 余暇活動              | 4：00        | おむつ交換     |
| 14：30 | 排泄介助              |             |           |
| 15：00 | おやつ               |             |           |

特別養護老人ホーム(ショートステイ)東神田の里行事予定（案）

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂くこともあります。

I）主なレクリエーション行事予定

|     | 行事とその内容                           | 備考 |
|-----|-----------------------------------|----|
| 1月  | お正月(行事食によるお祝いの会)                  |    |
| 4月  | お花見(施設外に出かけます)                    |    |
| 7月  | 東神田の里夏祭り                          |    |
| 9月  | 敬老会(入居者・ご家族・ボランティアを中心に敬老のお祝いをします) |    |
| 12月 | クリスマス会 餅つき会                       |    |

II)レクリエーション・クラブ活動

喫茶、書道、映画鑑賞会、カラオケ、玉入れ、手工芸等

(材料代等の実費を頂くこともあります。)

III)上記以外に、各ユニット、フロアで四季折々の行事(節分豆まき、ひな祭り

、端午の節句、七夕祭り、クリスマス等)やお誕生日会を開催する予定です。

| 平成28年度    |                       | 社会福祉法人いわき会                            |                        |
|-----------|-----------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 年間研修計画予定表 |                       | 特別養護老人ホーム「東神田の里」                      |                        |
|           | 研 修 項 目               | 研 修 内 容                               | 備 考                    |
| 4月        | ・誤薬・服薬に関する実施方法について    | 服薬管理の徹底。                              | ・介護、その他職員<br>・入職1年以内必須 |
| 5月        | ・認知症及び認知症ケアに関する研修     | 認知症を理解する。                             | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 6月        | ・夜間緊急時対応              | 緊急時の対応を職員が把握する。                       | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 7月        | ・褥瘡対策研修               | 褥瘡予防の適切な介護。                           | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 8月        | ・事故防止研修               | 事件事例を話し合い事故を防ぐ。                       | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 9月        | ・排泄介助について             | 排泄時の姿勢・排泄方法の選択・排泄時の注意事項。              | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 10月       | ・感染予防研修・事例検討会         | インフルエンザ・ノロウイルス等の適切な対応。<br>感染キットの使用法等。 | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 11月       | ・介護記録に関する研修           | 記録の重要性について。                           | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 12月       | ・身体拘束等の排除のための取り組みについて | 身体拘束の事例検討を行い職員が理解する。                  | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 1月        | ・ケアプランについて            | 目標を設定しケアプランに添った介護サービス。                | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 2月        | ・高齢者の栄養管理について         | 管理栄養士を中心に行う。                          | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |
| 3月        | ・人権研修                 | 介護保険施設における高齢者虐待について。                  | ・入職1年以内必須<br>・介護、その他職員 |

